

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

中津川市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 中津、苗木、坂本、落合、阿木、神坂地域

(1) 現況

本地域は、東南に位置し木曽山脈、恵那山の急傾斜地域で寒暖の格差のある中山間地域である条件を活かし、水稻を中心として、夏秋トマト、夏秋なす、シクラメンなどの産地となっている。

一部の地域（旧中津川、阿木、神坂）で特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組及び地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び同項第3号も行い環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 坂下地域

(1) 現況

本地域は、中津川市東端に位置し、高峰山、後山などに囲まれた溪谷盆地で急傾斜地域が多い中山間地域であり、主要の水稻では、平場地域と比べて生産条件の格差は大きいことから、これを補正する取組及び地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び同項第3号も行い環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 川上地域

(1) 現況

本地域は、岐阜県の東部、旧恵那郡の北東部、長野県との県境に位置する。農地の圃場整備が進んだため機械の共同利用と集約化が進んでおり、主要の水稻のほか、トマトへの取り組みも行っている。山々に囲まれ急傾斜地域が多く振興山村地域及び特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組及び地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び同項第3号も行い環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 加子母地域

(1) 現況

本地域は、中津川市最北端に位置し、山々に囲まれた山村地域であり棚田等において稲作経営が行われている。振興山村地域及び特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組及び地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び同項第3号も行い環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 付知地域

(1) 現況

本地域は、岐阜県の東南端、旧恵那郡の北部に位置し、南木曽県立自然公園の付知峡など、面積の88パーセントが森林である。棚田等では主に稲作経営が行われているが、山々に囲まれ急傾斜地域が多く振興山村地域及び特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組および地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び同項第3号も行い農業生産活動の継続的な実施と環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 福岡地域

(1) 現況

本地域は、北には三界山が、西には二ツ森山がそびえ立ち、ほぼ中央を北から南に流れている付知川に沿って集落や耕地が点在している中山間地帯である。段差のある耕地において稲作が行われている。振興山村地域及び特定農山村地域に指定されているなど、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組及び地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに併せて、同項第1号及び同項第3号も行い環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 蛭川地域

(1) 現況

本地域は、中津川市の西端に位置し、三方を1,000m前後の山々に囲まれた東西約8km、南北約12kmの亜盆地状の地形の中に丘陵が散在する平坦地が極めて少ない地形である。傾斜が強い条件不利地において稲作を中心とした農業経営が行われている。振興山村地域及び特定農山村地域に指定されているなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組及び地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに併せて、同項第1号及び同項第3号も行い環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 山口地域

(1) 現況

本地域は、中津川市の東に位置し、高土幾山系から木曽川に向かって西に傾斜した標高 500m から 300m の地形に農地と住宅が混在している。

木曽川沿いの一部は平坦であるが急傾斜の農地が多く、圃場整備がされた農地で主に稲作経営が行われている。

振興山村地域及び特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組および地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号及び同項第 3 号も行い環境負担の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	中津、苗木、坂本、落合、阿木、神坂地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業
②	坂下地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業
③	川上地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業
④	加子母地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業
⑤	付知地域	第 3 条第 3 項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業及び同項第 1 号に掲げる事業
⑥	福岡地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業
⑦	蛭川地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業
⑧	山口地域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し中津川市が必要と認める事項

1 対象農用地の基準（中山間地域等直接支払交付金の場合）

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（ア）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域である中津川市の旧中津町、阿木村、神坂村、山口村、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村の区域。

（イ）岐阜県知事が指定した自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（平成22年6月18日付け農振第562号）（以下「特認地域」という。）である中津川市の旧坂本村、苗木町、落合村、坂下町の区域。

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上の勾配のある農用地とし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 中津川市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地、採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地

2 集落協定の共通事項

(1) 集落連携・機能維持加算の要件緩和

ア 集落の農用地面積が 1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数が概ね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市長が個別で認めた場合には、概ね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第 3 セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。中津川市農業委員会等は、協定が円滑締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 認定農業者に準ずるものとは、「中津川市元気なやる気農業者」等、中津川市が認定する者とする。